お知らせカレンダー

No. 1802 【 8月8日 発行 】

令和6年8月12日 ～ 令和6年8月25日

編集・発行 総務企画課

世帯数 2,656 世帯
人口 5,064 人
男： 2,478 人
女： 2,586 人
（令和6年7月31日現在）

日	曜日	予定行事名等	時間	場所	主催
12	（月）	山の日			
13	（火）				
14	（水）				
15	（木）				
16	（金）				
17	（土）	乳児健診（対象児：R6.3.14～R6.5.15生）	受付時間（13：15～13：30）	保健センター	保健センター
		6～7か月児健診（対象児：R5.12.14～R6.2.15生）	受付時間（13：00～13：15）	保健センター	保健センター
18	（日）				
19	（月）	夏期巡回ラジオ体操	AM6：00～6：45	ゆいランド	かんぽ生命保険 NHK NPO法人全国ラジオ体操連盟
20	（火）				
21	（水）				
22	（木）				
23	（金）				
24	（土）				
25	（日）	与論町議会議員選挙投票日	7：00～18：00	3小学校	与論町選挙管理委員会

ヨロン・沖縄北部地域交流イベント
パイン・フルーツまつり

ヨロン・国頭村姉妹都市盟約記念をはじめとした、沖縄北部地域との交流イベントとしてパイン・フルーツ祭りを開催します！
本場やんばる産のパインアップルをはじめ、ヨロン産のパインアップルもお楽しみいただけます♪皆様のご来場をお待ちしております！

【日 時】令和６年８月10日(土)
10:00～14:00

【場 所】 旧役場庁舎跡地
パインアップル・その他フルーツ直売会、フルーツ苗木販売、
飲食、加工品販売、ミニゲーム等

※無くなり次第終了となりますので、予めご了承下さい。

【お問い合わせ】
ヨロン・沖縄北部連携推進協議会
産業部会（事務局役場産業課）TEL:97-4924

～供利港や茶花港（エガシマ）を利用される方々へ～

供利港や茶花港（エガシマ）に車やバイク等を置いて島外へ出発されるケースが見受けられます。
万が一，高潮や台風の影響で海に車等が流されると，海中から引き上げられるまでの間，定期船の入港ができず，島の生活全体に大きな影響を与えかねないことがありますので，供利港や茶花港（エガシマ）に車やバイク等を駐車したまま，島外へ出発されないよう町民の皆様のご協力をお願いします。
また木製パレットについては，これまでも持ち帰りをお願いしているところですが，依然として，荷物のみ持ち帰るケースが多発しており，投棄・放置する状況が見受けられます。港湾区域内での投棄や放置は，法律で禁止されています。木製パレットも荷物の一部ですので，必ず持ち帰っていただき，与論島の玄関口である与論港をきれいに利用していただきますようご協力をお願いいたします。

大島支庁 沖永良部事務所 総務福祉課
与論町役場 建設課

■ 国民保護法で指定する避難施設について

県では，武力攻撃事態等において住民を避難させ，又は避難住民等の救援を行うため，あらかじめ避難施設を指定しております。
県のホームページでは，避難施設の一覧を掲載しているほか，国の国民保護ポータルサイトとリンクして，利用者が現在地付近の避難施設情報を簡易な操作で確認できるようにしております。

鹿児島県ホームページ →

弁護士無料法律相談会開催のお知らせ

下記日程で、無料の法律相談会を開催いたします。
相談を希望される方は、総務企画課にて予約受付カードの記入をお願いします。

開催日時：令和6年 9月6日（金）
受付時間：14：30～18:00
（お一人につき、30分程度）
開催場所：与論町役場1階 監査室
弁護士：鈴木 穂人氏
（沖縄県弁護士会所属・そらうみ法律事務所浦添事務所）

申込締切日：令和6年 8月30日（金）
※事前予約制・予約枠が埋まり次第受付終了

お申込み・お問合せ先・・・総務企画課（97-3111） 担当：益田

※児童扶養手当及びひとり親家庭医療費助成支援事業を受けている方へ

８月分以降の「児童扶養手当」及び「ひとり親家庭医療費助成」を受けるには **現況届** が必要です！

児童扶養手当は、ひとり親及び父又は母が身体などに重度の障害がある児童の母又は父、あるいは母又は父にかわってその児童を養育している方に対し、児童の健やかな成長を願って支給される制度です。

ひとり親家庭医療費助成制度は、母子・父子家庭等の方々の生活の安定と健康の保持増進を図るために、ひとり親やその子ども、あるいは両親がいない子どもを養育している人が病院などで診察を受けた際に、健康保険の自己負担分の一部を助成する制度です。ひとり親家庭において18歳に到達して最初の3月31日までの間の子どもがいる場合（一定の障害がある児童は20歳未満まで）と、その父又は母が対象となります。

現況届は、毎年8月1日における児童扶養手当とひとり親家庭医療費助成の受給資格の確認と所得による手当額を決定する大事な届出です。

【書類の提出期間】
令和6年8月5日（月）～
令和6年8月23日（金）
◆ 注 意 ◆
提出がない場合、8月分以降の手当や助成が受けられなくなりますのでご注意ください。

【現況届に必要な添付書類等】
- **◆ 印鑑**
- **◆ 児童扶養手当証書**
- **◆ ひとり親家庭医療受給資格者証**
- **◆ 保険証（ご家族全員分）・雇用証明書**

※ その他、必要に応じて提出する書類があります。

【提出先・問合せ先】
与論町役場 町民生活課
児童扶養手当担当 光
ひとり親医療助成担当 杉田
電話：0997-97-4930

与論島の『自然環境の保全』に関するアンケート

この度、与論島の環境保全活動を行う上での参考意見を集めるため、アンケート調査を行うこととなりました。ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、アンケート（全部で 11 問）へのご協力をお願いいたします。

事前に配布しておりますアンケート用紙は、Ａコープやトップ、町役場に設置している回収箱に入れていただきますようお願いいたします。※１世帯で複数名ご回答いただける場合、お手数ですが回収箱の隣にある予備の回答用紙をお使いください。また、**下記のＱＲコードを読み取るとＷＥＢからの回答も可能です。**

※ご提供いただいた情報は、与論島の今後の環境活動のために使用し、その他の目的には使用しません。
集計は関西学院大学と協力して実施し、後日まとめた調査結果はみなさまに情報提供させていただきます。

主催・問い合わせ先：一般社団法人Ｅ-Ｙｏｒｏｎ（担当：池田）
後援：与論町役場環境課　　協力：関西学院大学総合政策学部久保研究室
【 ご回答期日：2024 年 8 月 13 日（火） 】　　※ＷＥＢでのご回答はこちら →

～税務課からのお知らせ～

８月は国保税滞納整理強化月間です！！

国民健康保険税は，病気やけがなどをして医療機関にかかったときの医療費などにあてられる大切な財源です。保険税を納めることで国保の運営が支えられ，わたしたちの安心が守られているのです。

税金の滞納は，期限内に納税している方との公平性を欠くものです。
滞納者に対しては，黄色の封筒による催告や，財産の調査，差押え等の収納確保に向けた取組を強化します。
納期内納付へのご理解とご協力をお願いします。

※ 年度内の収納状況により国民健康保険被保険者証の種類を，下記交付基準により交付しています。滞納により高額療養費の限度額適用認定を受けられない場合があります。

国民健康保険短期被保険者証等交付基準（令和 6 年 12 月 2 日以降変更予定）

納付誓約	納付状況	滞納状況	被保険者証等の種類	
なし	—	5 期未満	短期被保険者証（6ヶ月）	＊＊＊
		5 期以上 9 期未満	短期被保険者証（3ヶ月）	＊＊＊
		9 期以上 13 期未満	短期被保険者証（1ヶ月）	
		13 期以上	資格証明書	＊＊＊
あり	定期的な納付のあるもの（年度内の完納が見込まれるもの）	5 期未満	被保険者証（12 ヶ月）	
		5 期以上 9 期未満	短期被保険者証（6ヶ月）（被保険者証（12 ヶ月））	＊＊＊
		9 期以上 13 期未満	短期被保険者証（3ヶ月）（短期被保険者証（6ヶ月））	＊＊＊
		13 期以上	短期被保険者証（1ヶ月）（短期被保険者証（3ヶ月））	＊＊＊
	定期的な納付のないもの	納付誓約のないものと同等の扱いとする。		

※災害、失業、病気などのやむを得ない事情で国民健康保険税を納期限までに納めることができない場合は，お早めに税務課へご相談ください。

【問合せ先】与論町役場　税務課
国民健康保険税担当　福永
電話　0997-97-3133（直通）

家屋や倉庫等の新築・増築について

家屋や倉庫等を新築や増築された場合は、固定資産税評価額を算定するために税務課職員にて家屋の実地調査を行う必要がありますので、役場税務課までお知らせください。

連絡先 役場税務課 0997-97-3133